

2024-6-18 第1回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会第1回理容師・美容師専門委員会

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第1回「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門委員会」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、本日の会議は、あらかじめ事務局より傍聴を希望された方を対象に音声の配信を行っております。そのため、御発言の際はマイクを近づけていただいた上でお名前を名乗って、できるだけ大きな声で御発言いただき、発言時はマイクを御使用いただき、発言されない際はマイクを切るよう御協力をお願いいたします。

傍聴される方におかれましては、開催案内の際に御連絡している「傍聴される皆様へのお願い」事項の遵守をお願いいたします。

本専門委員会の進行につきまして、委員長が選出されるまでの間、事務局にて議事進行を務めさせていただきます健康・生活衛生局生活衛生課の岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本専門委員会の開催に当たりまして、健康・生活衛生局長の大坪局長から御挨拶を申し上げます。

○健康・生活衛生局長 皆様、今日は足元が悪い中、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。また、平時から様々な御助言をいただいておりますことにもこの場を借りて感謝を申し上げたいと思っております。

これまで理美容の世界の制度の見直しにつきましては、局長の下で私的検討会をつくらせていただいて、都度、見直しを図ってきたところでございます。直近ですと、平成29年にもたくさん御助言をいただいて見直しは行われたと承知をしております。

ただ、今回、このような形で厚生科学審議会の下に専門委員会を設けさせていただくことといたしましたのは、近年、消費者のニーズも様々な変化がございましたり、高度化・多様化をしていくような時代でもございます。また、その役割ですとか技術の進歩も著しいところでもありますので、一時的な局長の私的検討会ではなく、公設的にこのような会議体を設けたいと思ひまして、厚生科学審議会生活衛生適正化分科会の御了解をいただき、その分科会の下に理美容に関する専門委員会を立ち上げさせていただきました。

これまでも幅広く御意見を頂戴してまいりました皆様方にこの会議体の中で集まっていただきまして、また改めて今後とも御指導をいただけたらと思っておりますので、どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 大坪局長、ありがとうございました。

続きまして、本専門委員会の委員について御説明させていただきます。お手元の参考資料1の参照条文10ページ、「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会運営細則」を御覧ください。第二条第2項で「専門委員会に属すべき委員等は、分科会長が指名する」とされており、このたび生活衛生適正化分科会長から指名された委員の皆様方を御紹介させていただきます。あわせて、お手元の資料1「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門委員会委員名簿」の順に御紹介させていただきます。

まず、公益財団法人理容師美容師試験研修センター理事長の遠藤弘良委員です。

○遠藤委員 遠藤です。よろしくお願いいたします。

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 全国理容生活衛生同業組合連合会理事長の大森利夫委員です。

○大森委員 大森です。よろしくお願いいたします。

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 公益社団法人日本理容美容教育センター理事長の谷本頼昭委員です。

○谷本委員 谷本です。よろしくお願いいたします。

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 北里大学医療衛生学部教授の内藤由紀子委員です。

○内藤委員 内藤です。よろしくお願いいたします。

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 青山学院大学経営学部教授の芳賀康浩委員です。

○芳賀委員 芳賀でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 学習院大学法学部政治学科教授の藤田由紀子委員です。

○藤田委員 藤田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 全日本美容業生活衛生同業組合連合会理事長の藤原國明委員です。

○藤原委員 藤原と申します。よろしくお願いいたします。

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長の増田悦子委員です。

○増田委員 増田でございます。よろしくお願いいたします。

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 生活協同組合パルシステム東京理事長の松野玲子委員です。

○松野委員 松野です。よろしくお願いいたします。

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 江戸川大学学長の宮崎孝治委員です。

○宮崎委員 宮崎です。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 以上10名となります。

本日は10名全員に御出席いただいておりますので、厚生科学審議会生活衛生適正化分科会運営細則第二条第6項の規定により、本日の会議が成立したことを御報告させていただきます。

きます。

続きまして、厚生労働省の事務局の出席者を御紹介させていただきます。

先ほど御挨拶させていただきました、大坪健康・生活衛生局長です。

○健康・生活衛生局長 改めてよろしくお願いいたします。

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 諏訪生活衛生課長です。

○健康・生活衛生局生活衛生課長 よろしくをお願いいたします。

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 中川生活衛生課課長補佐です。

○健康・生活衛生局生活衛生課課長補佐 よろしくをお願いいたします。

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 同じく生活衛生課指導係長の岡でございます。

本日はよろしくお願いいたします。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。お手元の資料を御確認ください。

まず、議事次第、座席表がございまして、続いて資料1「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門委員会委員名簿」、資料2-1「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門委員会の設置について（令和6年5月15日厚生科学審議会生活衛生適正化分科会決定）」、資料2-2「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門委員会運営要綱（案）」、資料3「理容師制度及び美容師制度を巡る現状と動向について」、資料4「当面のスケジュール（案）について」、参考資料1「参照条文（厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）他」、参考資料2「美容師の養成のあり方に関する検討会開催要綱」、参考資料3「『美容師養成の改善に関する当面の方針』に係る令和5年度以降の対応」となっております。

過不足等がございましたら、事務局にお申しつけください。

それでは初めに、資料2-1の「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門委員会の設置について」を御覧ください。こちらは、5月13日から15日にかけて、第43回「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会」を持ち回り審議で開催いたしまして、厚生科学審議会生活衛生適正化分科会の下に理容師・美容師専門委員会を設置することについて、議決権を有する全委員の賛成により了承されました。

あわせて、先ほどの参考資料1の参照条文10ページを御覧ください。こちらの運営細則第二条の第1項に専門委員会の設置、第2項に分科会長による委員等の指名、第3項に委員長の選任、第5項に委員長代理の指名にすること、第6項に委員以外の出席にすること、また、第三条及び第四条に会議や議事録について原則公開とすることなどについて規定されております。

こちらの運営細則第二条第3項に「専門委員会に委員長を置き、当該専門委員会に属する委員等の互選により選任する」こととございます。これに従い、委員長の選任を行います。

委員長の選任について、どなたか御推薦はございますでしょうか。

宮崎委員、よろしくお願いいたします。

○宮崎委員 本委員会の親会である生活衛生適正化分科会において、分科会長として分科会の議事運営及び進行を務めていらっしゃる芳賀委員が適任だと思います。

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 ただいま宮崎委員より芳賀委員を推薦するとの御意見をいただきました。

ほかに御意見はございますでしょうか。

御意見がないようでしたら、芳賀委員に委員長をお願いしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 ありがとうございます。

御賛同いただきましたので、芳賀委員に委員長をお願い申し上げます。

それでは、委員長に御就任いただきます芳賀委員長より御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○芳賀委員長 改めまして芳賀でございます。

大変僭越ではございますけれども、御指名をいただきましたので、進行役として委員長を務めさせていただきます。何分門外漢ですので、皆様にはそれぞれの御専門の立場から教えを請うことが多いかと思えます。この委員会が実りのあるものになるといいなと思っておりますので、ぜひともお力添えをいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 ありがとうございます。

それでは、この後の進行につきましては、芳賀委員長をお願いしたいと思います。芳賀委員長、お願いいたします。

○芳賀委員長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。

初めに、本委員会の構成等について、1点お諮りさせていただきたいことがございます。

まず、運営細則第二条第5項に、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理するとございますので、委員長が出席できない場合に備えて私のほうで指名させていただきたいと思えます。

私といたしましては、宮崎委員に委員長代理をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○芳賀委員長 異議なしということでございますので、宮崎委員に委員長代理をお願いいたします。

宮崎委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○宮崎委員 よろしく申し上げます。

○芳賀委員長 それから、最後の運営細則第七条に、専門委員会の議事の運営に必要な事項は委員長が定めるとございます。お手元の資料2-2の「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門委員会運営要綱（案）」を御覧ください。

本運営要綱には、専門委員会の目的と所掌を規定しております。「目的」に記載のとおり

り、本専門委員会では、理容師制度及び美容師制度の在り方等に関する事項について審議することとしたいと思いますので御報告させていただきます。

それでは、お手元の次第に沿って議事を続けたいと思います。

議題2「理容師制度及び美容師制度を巡る現状と動向について」と議題3「当面のスケジュール（案）について」をまとめて事務局から資料の説明をお願いします。事務局からの説明後、委員の皆様から意見を聞き審議するという段取りで進めたいと思っております。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○健康・生活衛生局生活衛生課課長補佐 それでは、事務局より御説明させていただきます。座ったままで失礼いたします。

お手元の資料3、A4横の資料を御覧ください。「理容師制度及び美容師制度を巡る現状と動向について」ということで、1枚おめくりいただきまして、目次の3つのテーマに沿って本日は御説明させていただきます。

まず1つ目が理容師制度・美容師制度の概要について、2つ目が制度を取り巻く現状について、最後に制度に係る提案の動向についてそれぞれ御説明いたします。

2 ページ目、理容師制度・美容師制度の概要についてです。理容師・美容師免許は理容師法、美容師法に基づく国家資格で、業務独占資格の一つとして位置づけられております。免許を取得するためには、高校卒業後、理容師・美容師養成施設で原則2年間必要な学科・実習を修了した後、国家試験に合格する必要があります。

また、管理理容師・管理美容師につきましては、理容師である従業者の数が常時2人以上である理容所の開設者は、施設を衛生的に管理させるため、利用所ごとに管理者を置かなければならないとされているところでございます。美容師についても同様でございます。

3 ページ目、理容師・美容師の資格取得の流れの図となっております。修業期間は昼間・夜間課程は2年以上、通信課程は3年以上となっております。

また、平成29年の制度改正により新たに修得者課程という教科課程を設けまして、理容師または美容師のどちらかの資格を有する方が他方の資格を取得する場合に、修業期間を短縮できるような取扱いとなっております。理容所または美容所で3年以上従事し、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が指定した資格認定講習会を修了しますと管理理容師・管理美容師の資格を取得することができるようになります。

4 ページ目は、それぞれの国家試験についてでございますが、理容師法及び美容師法の規定に基づきまして、指定試験機関に行わせることができることとされております。平成12年に公益財団法人理容師美容師試験研修センターを指定し、国家試験を実施しております。試験の課目は、同法施行規則において筆記試験と実技試験に分かれており、資料に記載している課目を行っているところでございます。

5 ページ目は、理容師・美容師制度の主な変遷となっております。平成7年の理容師法・美容師法改正では、科学の技術の進歩、消費者ニーズの高度化・多様化に対応して、議員立法により平成7年に法改正され、理容師・美容師免許を都道府県知事免許から当時の厚

生大臣免許とすることとされました。

理容師・美容師養成施設において、共通内容の必修課目のほか、養成施設が独自に設定する選択課目とし、特色のある理容師・美容師を育てる教育を実施することとされました。厳しい労働環境下に置かれ、必ずしも効果的に行われているとは言えなかった実地習練を廃止し、理容・美容実習については養成施設で行うことが基本とされました。

なお、養成施設の判断で、年間60時間、2年で120時間以内で理容所・美容所での実務実習を行うことは可能となっているところでございます。下の図で、法改正前後の主な制度の違いを太字、下線としてお示ししております。

続きまして、6ページ目、理容師・美容師制度につきましては、高度化かつ多様化する顧客ニーズに応えられる人材を育成することを目的とし、これまで平成20年、平成29年、累次にわたり見直しを行ってきたところでございます。

平成20年の制度改正では、実習の見直しを行い、養成施設内で行うモデルを使用した実習について、「入所後おおむね6か月を経過してから」の制限を撤廃するとともに、理容・美容所で行う実務実習について、1日当たり2時間、必要に応じて4時間以内の制限を撤廃しました。また、教科課程の見直しに当たり、理容業・美容業に関連の深い内容を中心とした構成となるよう、教科課目の教育内容を見直しております。

続いて、平成29年の制度改正では、理容業・美容業に特化した内容となるよう、教科課目の教育内容、単位数を見直すとともに、同時授業を行うことができる教科課目（文化論及び運営管理）を追加したところでございます。また、理容師または美容師が他方の資格を取得しやすくする対応として、いわゆるダブルライセンスについて、理容師養成施設に美容修得者課程、美容師養成施設に理容修得者課程を創設しました。重複する課目の免除、再履修時間の短縮により、昼間・夜間課程を2年から1年、通信課程を3年から1.5年とすることとしました。また、理容師または美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しようとする場合、技術理論を除く筆記試験を免除することとしました。

7ページ目につきましては、平成29年の制度改正における教科課目の見直しの概要図となっております。必修課目のうち、理容と美容で別々の教科課目であったものを共通のものに見直しを行うとともに、物理・化学については、器具の取扱いを技術理論へ移行し、香粧品化学に特化するような見直しを行っております。また、文化論のデザイン、色彩等についても技術理論に移し、理容と美容で同じ教科課目へと見直しを行ったところでございます。

8ページ目につきましては、教科課目ごとの単位数と変更内容をまとめた表となっております。変更後の単位数は赤字でお示したものです。各課目について理美容業務に特化した内容へ見直すとともに、実習部分をより手厚くする見直し等が行われております。

9ページ目、理容師養成施設及び美容師養成施設における教科課程の昼間課程または夜間課程については、それぞれの養成施設指定規則において、養成施設で履修する教科課目及び単位数を規定しております。左側の表が通常課程で2年以上、右側が修得者課程で1

年以上となります。表の外に記載しております注釈の2つ目でございますが、必修課目の理容実習については、生徒の技術習熟状況に応じて管理理容師を配置する理容所において、年間60時間を超えない範囲で実務実習の実施が可能となっております。こちらは、美容実習についても同様の取扱いとなっているところでございます。

10ページ目は、通信課程です。左側の表が通常課程で3年以上、右側が修得者課程で1.5年以上となっております。

11ページ目、2つ目のテーマとしまして、それぞれ理容師・美容師制度を取り巻く現状について御説明いたします。

12ページ目は、理容師数と理容師国家試験合格者の推移のグラフとなっております。黄色の縦棒が従業理容師数で、水色の縦棒が免許登録者数累計、緑色の折れ線が合格者数となっております。令和4年度時点では、従業理容師数は20万4883人、免許登録者数累計は61万585人、合格者数は1,597人となっております。

13ページ目は、理容所数の推移でございます。グラフとしては年々減少傾向になっており、令和4年度時点で11万2468施設となっております。

14ページ目は、美容師数及び美容師国家試験合格者数の推移でございます。緑色の縦棒が従業美容師数で、赤色の縦棒が免許登録者数累計、緑色の折れ線グラフが合格者数となっております。令和4年度時点では、従業美容師数は57万1810人、免許登録者数累計は140万2567人、合格者数は1万9411人となっております。

15ページ目は、美容所数の推移でございます。こちらは年々増加傾向にあり、令和4年度時点で26万9889施設となっております。

16ページ目は、理容業・美容業の事業所数及び従業者数等についてまとめたものでございます。令和3年の理容業の1店舗当たりの従業者数は1.94人、事業所の法人比率は7.9%で、個人事業主が大半を占めております。また、従業者数の男女比は、男性対女性が56対44となっております。美容業につきましては、1店舗当たりの従業者数は2.52人、事業所の法人比率は19.8%で、こちらも個人事業主が大半を占めております。また、従業者数の男女比は、男性対女性が29対71という状況となっております。

17ページ目は、主な経営上の問題点ということで、日本政策金融公庫が令和6年1月～3月期に、生活衛生関係営業者の主な経営上の問題点を調査したのとなっております。有効回答数は3,125企業、うち理容業が423企業、美容業が463企業となっております。理容業及び美容業のいずれも経営上の問題点として最も多く挙げられたのが「顧客数の減少」で、続いて「仕入価格・人件費等の上昇を価格に転嫁困難」、また「客単価の低下」の順となっております。

18ページ目は、従業員の過不足感について調査したものでございます。日本政策金融公庫が令和5年10月～12月期を対象として、生活衛生関係営業者の従業員の過不足感の特別調査を行いました。有効回答数3,142企業、うち理容業420企業、美容業459企業となっております。理容業における従業員の過不足感としましては、適正が80.5%となっている一方

で不足が16%、また、美容業における従業員の過不足感としては、適正が70.8%となっている一方で不足が25.7%。一方で、資料左下の⑦ホテル・旅館業については、インバウンド等の影響により従業員の不足感が多い結果となっているものとございます。

19ページ目は、理容・美容の消費動向でございます。1世帯当たりの年間平均支出金額をグラフ化したものでございます。折れ線グラフの青色は理髪料で、令和5年の1世帯当たりの平均支出額は4,732円で前年比385円の増、平成26年の支出額を100とした場合、令和5年の支出額は99となっております。オレンジ色はパーマメント代で、令和5年の1世帯当たりの平均支出額は2,328円で前年比48円の減、平成26年の支出額を100とした場合、令和5年の支出額は51.5となっております。赤色はカット代で、令和5年の1世帯当たりのカット代の平均支出額は6,049円で前年比259円の増、平成26年の支出額を100とした場合、令和5年の支出額は110.5となっております。

続いて20ページ目の消費動向につきましては、公益財団法人全国生活衛生営業指導センターが調査した生活衛生関係営業経営状況調査報告でございます。円グラフの左側が理容店、右側が美容店です。上側の円グラフが令和5年4月～6月のもの、下側の円グラフは参考情報として平成27年の情報を掲載しております。

理容店1回当たりの費用3,000円台が41.4%と最も多く、4,000円台が33.7%、2,000円台が9.7%と続いております。また、美容店1回当たりの費用は6,000円～7,000円台が33.9%と最も多く、4,000円～5,000円台が23.9%、8,000円～9,000円台が21%と続いております。こちらは異なる調査を引用しておりますため単純な比較はできませんが、平成27年度と比較して1人当たりの平均利用金額は上がっていることが見てとれるデータとなっております。

21ページ目は、新規短大等卒就職者の産業別離職状況で、就職後3年目までの離職状況を厚生労働省の調査から引用したものでございます。表の上から順に、平成28年～令和2年の各年の就職者数と3年目までの離職者数を示したもので、標準産業分類の調査産業計と大分類の生活関連サービス業、娯楽業で比較したものです。

生活関連サービス業、娯楽業には、中分類の理容・美容のほかに洗濯や浴場業、その他生活関連サービス業として旅行業、また映画館等の娯楽業が含まれておりまして、理容師・美容師に特化した数値ではございませんが、短大等を卒業した就職者のうち、就職3年目までの離職率は生活関連サービス業、娯楽業で約6割となっております。調査産業計の約4割と比較してやや高い結果となっております。

ただし、この離職者数には全く別の業界に転職した者のほか、同じ業界内で別のお店に転職した者も含まれるため、理容業・美容業の離職状況を精緻に反映したものではございません。

22ページ目は、厚生労働省の統計調査である賃金構造基本統計調査の調査結果のデータです。左側のグラフは、令和2年～令和5年の各年別に所定内給与額、いわゆる残業手当を除く決まって支給する現金支給額のことでございますが、こちらを青色の産業計、赤色



の大分類、緑色の中分類、また、紫色の分類は職種の最小単位で合わせた理容師・美容師をそれぞれ比較したものとなっております。

理容師・美容師の所定内給与額は、産業計及び大分類よりもおおむね低い水準となっておりますが、中分類よりは高い水準となっております。また、令和5年度の理容師・美容師の所定内給与額がほかの年度より伸びている要因までは、このデータからは特定できないところでございます。

また、右側のグラフは年間賞与その他特別支給額、いわゆるボーナスとなっております。理容師・美容師の年間賞与その他特別支給額は、産業計や大分類と比較しても最も低い水準となっております。

なお、出典の下に記載してございますが、本統計の最小単位が企業規模計約10人以上となっております。理容業界及び美容業界の営業形態からしますと、調査対象の多くが法人ではないかと推測しておるところでございます。

続きまして、23ページ目でございます。こちらは、生活衛生関係営業の振興を計画的に推進して、公衆衛生の向上及び増進を図り、利用者または消費者の利益に資することを目的とし、厚生労働大臣が当該業種に係る営業の振興に必要な事項に関する指針を定めることとされているものでございます。指針は、営業者、消費者及び学識有識者から成る厚生科学審議会生活衛生適正化分科会における意見を聴取した上で、おおむね5年に1度改正を行っております。理容業及び美容業の振興指針は、令和6年4月1日付で改正したところでございます。資料の下段は、指針の構成の見本となっております。左下の第三の振興の目標に関する事項について、次の資料で抜粋しております。

24ページ目、資料の上半分は理容業でございます。例えば、中ほどに太字で「業界をあげて女性や若者の理容業のイメージ刷新に取り組んでいくことが事業の活性化の観点からも重要」と明記されているところでございます。資料の下半分の美容業は、おおむね理容業と同じ内容ではございますが、「高齢者や障害者等のニーズに的確に即応すること」、下ほどの「また」以降に「新たな技術やサービスへの対応については、美容師の養成段階はもとより、美容師免許取得後も新たな技術への対応のための取組が求められる」とされているところでございます。

25ページ目は最後のテーマでございます。理容師・美容師制度に係る提案の動向について御説明をいたします。

26ページ目、令和3年7月に「規制改革推進会議投資等ワーキング・グループ」において、美容師制度の在り方が議題に取り上げられました。美容業の2団体である全日本美容業生活衛生同業組合連合会と一般社団法人日本美容サロン協議会、厚生労働省へのヒアリングが行われました。ヒアリング項目は、美容師国家試験制度や実務実習制度、外国人美容師に関する就労、美容師の働き方改革、新型コロナウイルス対応についての5つであり、このうち1と2のヒアリング概要について次の資料に概要をまとめております。

27ページ目、美容師国家試験制度についてですが、現行制度では、筆記試験と実技試験

があり、実技試験は第1課目のカッティングのほか、第2課目のワインディングまたはオールウェーブセッティングの2課題の中から試験ごとに1課題を指定することとなっております。

ヒアリングでは、現場で使われていないオールウェーブセッティングではなく、現場で求められるカラーや接客・接遇の実技試験課題への導入や、まつげエクステンションの教育の必修化及び実技試験の導入といった言及がある一方、実技試験の課題は美容師として必要な知識・技術を身につけることにつながる課題、国家試験として基本的技術が集約されている課題でなければならない、課題の見直しは関係者の意見を集約した丁寧な検討が必要といった言及がございました。

また、2番目の実務実習制度につきましては、現行制度では美容実習のうち、生徒の技術習熟状況に応じて養成施設が作成した実施計画に基づく教育課程の一環として、管理美容師を配置する美容所において、美容師の適切な指導監督の下、年間60時間を超えない範囲で実務実習の実施が可能となっております。団体へのヒアリングでは、養成施設における実務実習計画の管理が煩雑であり、実務実習が効果的に運用されるよう生徒の学生証のみで実施できる実務実習制度の導入といった言及がございました。

28ページ目は、規制改革推進会議投資等ワーキング・グループで厚生労働省が説明した資料でございます。今後の対応としまして、学生時代の現場の在り方、実技試験をはじめとする現行の仕組みについて評価し、必要な改善策を検討するため、関係者等から成る検討会等を設置し議論を進め、年度末をめどに一定の結論を得ることとされたところでございます。

こちらの議論を受けまして、29ページ目でございます。厚生労働省では、実技試験や養成校在籍時の実習等について、「美容師の養成のあり方に関する検討会」を立ち上げました。令和4年1月の第1回を皮切りに計5回開催し、令和5年7月に「美容師養成の改善に関する当面の方針に係る令和5年度以降の対応」が取りまとめられました。その概要を次の資料でまとめております。

30ページ目では、大きく3つの項目のうち、国家試験（実技試験）の改善についてまとめております。まつげエクステンションの実技試験の導入については、全国の美容師養成施設において生徒が実習で学んでいることが前提であり、全国の美容師養成施設において生徒が美容実習で学んでいる状況が確認された時点で、関係者の意見を聞き、具体的なプロセスを検討することとなっております。

また、2つ目のオールウェーブを含む実技試験で問うべき課目の整理では、平成3年に美容師を対象に行った意識調査によりますと、美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術ではなく国家試験として問う必要性は低いと思うという回答が51.5%ございました。これらを踏まえ、令和4年8月に厚生労働省から「美容師養成の改善について」という通知を発出し、美容師養成施設に対し、生徒がオールウェーブセッティングを学習する際にその意義や将来の活用場面などを含めて教育が行われるよう、美容師養成施設において徹

底を図れるよう、依頼したところでございます。

令和5年度以降の対応としましては、オールウェーブセッティングは美容に必要な基礎的技術の集約であることから、毎年度、厚生労働省によって都道府県を通じて調査を行い、教育状況について公表することとなっております。また、様々なヘアセッティング技術に広く対応する必要性を踏まえ、オールウェーブセッティングの要素を含めた、より幅広く美容師としての基礎的技術を検証することができる試験へと見直しを行うこととされております。こちらは、令和11年2月の国家試験からの実施に向けて、美容師としての基礎的技術を検証するために必要な技法を組み合わせた課題を日本理容師美容師試験研修センターで検討いただいているところでございます。

続きまして31ページ目は、養成段階の知識技能の取得の促進としまして、2番目でございますが、美容所における実務実習について、厚生労働省から「美容師養成の改善について」を発出しまして、「美容師養成施設における教科課目の内容の基準」において、管理美容師を配置する美容所において、適切な指導監督の下、美容行為及びその付随する作業を行うことが望ましいとされております。通知に示す一定の条件の下で美容行為を行うことは可能であることについて、美容師養成施設において認識していただくよう依頼したところでございます。また、令和5年度以降は、毎年度厚生労働省から美容師養成施設の美容所における実務実習の実施状況について調査を行い、公表することとしております。

3番目としましては、令和5年度以降の対応として、養成段階と就業後の人材育成の連携・接続が円滑、効果的になされるよう、厚生労働省において美容師養成施設と美容所の養成段階と就業後の人材育成の連携・接続について好事例を調査し、美容師養成施設や美容所に周知するとともに、美容所における人材育成の取組を推進するため、これらの重要性について厚生労働省から通知を発出することとしております。

32ページ目については、先ほど御説明した令和4年8月に発出した通知の内容を参考に添付しております。

続きまして、33ページ目、令和5年12月に「国家戦略特区ワーキング・グループ」において、理容師資格取得における新たな修学方法に係る特区提案が議題として取り上げられました。提案者の一般社団法人日本ビューティー創生本部から2つの提案がございました。提案内容の詳細は次の資料を御覧ください。

34ページ目、案1の提案内容は、現場に必要な技術に特化することによる修学期間の短縮となっております。左側が既存課程で、右側が新課程として提案されたものとなっております。衛生管理や関係法規等は法律的知識であるため現状維持とし、現場で必要とされているカット、シェービング、シャンプーに特化することにより、現状の半分程度の時間で履修させることができるというもので、そのほかのヘッドスパ、ヘアカラー等は資格取得後に現場で身につけることにしているものでございます。

続いて、35ページ目は案2でございまして、実務実習に重点を置いた教科課程の新設となっております。現行制度において、理容実習は既存課程で2年間で900時間、そのうち実務

実習は年間60時間までとされておりますが、提案の課程では、現行制度で定められた総枠の2,010時間は維持しつつ、1年目は養成施設内で座学や実習を行い、2年目はサロンで1,200時間の実務実習を行うというものでございます。また、選択科目は学校の判断で適切な科目を設定することとされてはいますが、提案の課程では、養成施設内で150時間実施し、残りの時間をサロンでの実務実習に振り替え、これらによって、1年目は養成施設での修学、2年目はサロンでのより実践的な実務実習を行うことが可能とされているものでございます。

続きまして、36ページ目、37ページ目は、特区ワーキンググループにおいて提案に対する厚生労働省の考え方を説明した資料でございます。案1の現場に必要な技術に特化することによる修学期間の短縮につきましては、理容師制度・資格の位置づけとしましては、そもそも理容師養成制度は、その時々や社会的背景や科学技術の進歩等に応じて、時代のニーズに沿った知識や技術を修得できるよう、学識経験者や関係団体等の議論を踏まえ、随時見直しを行ってきたところでございます。また、提案のコア技術に特化した教科課程は、本来理容師として修得すべき知識・技術の一部を修得したものにすぎず、理容師と同等の資格付与は困難であり、また、仮にヘアカラー、パーマ等の技術を資格取得後に取得したとしても、それを業として行うことは、免許制度の趣旨に反するため許されないということを説明しております。

また、2番目としまして、仮に提案内容を認めた場合の懸念としまして、1つ目は、制度の管理を行う都道府県等は、理容所及び理容師への監視・指導を実施しておるところでありますが、こうした限定的な知識・技術を有する者がコア技術以外の理容行為を行った場合には、無資格者による理容行為となり、同一店舗内で区別してその実態を監視・指導することについては現実的に困難であるため、両者が併存する制度は許容し難いと考えていることを説明しました。

2つ目は、限定的な知識・技術を有する者は、将来にわたり、本来理容師に求められるサービスを網羅的に提供することができないため、例えば就職できる地域や店舗が限定的となったり、就業年数を重ねても指導的立場へのキャリアアップは困難になるなど、キャリア形成に大きな支障を来すものと考えられる旨を説明しました。

続きまして、37ページ目の案2の実務実習に重点を置いた養成課程の新設等に対しては、平成7年の理容師法改正の目的としましては、この改正により、実務習練制度は廃止されており、現在の養成制度は、養成施設の教科課程の中で理容師として必要とされる基礎的な知識・技術を網羅的に修得させることを目的としたものでございます。

提案の内容は、従前の実務習練と同等の仕組みであり、実習の大半を各店舗に委ねる形態の下では技術の修得という本来の役割を果たしていないといった、平成7年法改正前と同様の問題が生じるおそれがあるものと考えている旨を説明しております。

仮に提案内容を認めた場合の懸念としましては、養成課程では、生徒の学習状況や習熟度などを踏まえつつ、理論と実習を相互に関連付けた履修が効果的であり、提案のように

1年目の座学と2年目の実習を分離し、偏重した教育を行うべきではないこと。また、実習の受入れ店舗の営業形態や顧客ニーズは様々であり、個々の地域店舗によって修得できる技能には当然ばらつきが生じ、全ての生徒が均質的に理容師に必要な基礎的技術を修得することは期待できないこと。店舗によっては、客が不在となる時間等も発生し、理容行為の実習時間としては期待できないことなどが懸念されることから、御提案の履修制度を活用することは適当と言い難いということを説明いたしました。

38ページ目、こうした特区ワーキンググループでの議論を踏まえまして、令和6年6月に開催された閣僚級による第63回「国家戦略特別区域諮問会議」において、様々な分野で提案を受けた「国家戦略特区において取り組む規制・制度改革事項等について」が取りまとめられ、「理容師資格取得における新たな修学方法に係る特区提案」に対する対応方針が示されました。具体的な内容は枠囲いを御覧ください。

枠囲いの下半分でございますが、「理容師制度における養成制度の検討」というタイトルで、理容師の担い手確保、高度化・多様化する消費者ニーズに沿ったサービスの提供による理容業界の活性化等の観点から、理容師養成制度における修学の在り方について、広く関係者の意見を聴取する検討の場において、2024年度中に具体的な検討を行うことが投げかけられております。この後の当面のスケジュール（案）のところでも御説明しますが、本提案については本専門委員会において検討を行っていただきたいと考えているところでございます。

以上、資料3の御説明となります。

続きまして、資料4をお手元に御用意をお願いいたします。こちらは1枚紙となっております。それでは、当面のスケジュール（案）について御説明いたします。

本日の第1回目は、次第の議事どおり、事務局から理容師・美容師専門委員会の設置・運営等と理容師制度及び美容師制度を巡る現状と動向について御説明したところでございます。

今後、第2回目以降につきましては、緑色の枠囲いの上段に記載していますとおり、国家戦略特区提案等を踏まえ、直近の平成29年制度改正のレビューを行いつつ、理容師及び美容師の養成制度の在り方等について重点的に検討することとしてはどうかと事務局では考えております。

今年の夏頃に行う予定の第2回専門委員会では、本日この後に委員の皆様から御発言いただく意見等も踏まえまして、事務局において検討に当たっての主な論点（案）をお示しさせていただくことを予定しております。

また、先ほどの資料3の美容師養成の改善に関する当面の方針に係る令和5年度以降の対応で御説明しました厚生労働省が毎年度行う美容師養成施設の教育状況等に関する令和5年度の調査結果を報告させていただくとともに、関係者へのヒアリング等を行うことを考えてございます。

また、今年秋以降の開催を予定しております第3回目以降につきましては、引き続き養

成施設や事業者団体等の関係者へのヒアリングを行いつつ、各論点を検討し、論点整理を行うこととしておりまして、今年度いっぱいをめどに、理容師及び美容師の養成制度の在り方等の当面の方針の取りまとめを行うといったスケジュール感で進めてはどうかと考えているところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

事務局より、理容師制度及び美容師制度を巡る現状と動向及び当面のスケジュール(案)について御説明いただきました。

それでは、委員の皆様から御意見や御質問をお願いしたいと思います。発言の際は挙手をした上で、私が指名してから御発言いただくよう御協力のほどお願いいたします。

では、御意見や御質問がありましたらよろしくお願いします。

大森委員、お願いします。

○大森委員 大森でございます。

理美容師の制度の在り方について委員会で御協議をいただくことにつきましては、心から御礼を申し上げます。

これよりは座ったまま説明をさせていただきますが、平成29年ということでダブルライセンスというお話が先ほど出てまいりましたが、あのときにも、もう一方の免許を取りやすいようにということで御協議をいただいて、そしてダブルライセンス時代に入ったと記憶をいたしております。

そんな中で、その後に出た話ですけれども、今後は改革委員会等でも出なくても、業界自体からその時代に合った改革案を出してというような言葉が聞かれました。そこで、2024年度中に制度について具体的な検討をというお話が今ありましたが、私どもも自分たちの業界で、将来像検討委員会等々を開きながらこの問題に触れております。そこで、私のほうから取りまとめてお話をさせていただきます。

まず、社会ニーズの観点から物事を捉えておるのが1点です。2点目は国際化社会の視点から物事を考えていこうということ。3点目は、理容師養成校の運営について。この3点について、私から説明をさせていただきます。

理容サロン、美容サロンを選ぶのはやはり社会、お客様の視点で考えていくのが一番いいのだと思いますから、社会ニーズの観点から話させていただきます。今や社会的問題になっております少子高齢化が大変進んでおりまして、地方は特に後継者不足が進んでおります。そんな中で理容サロンの減少も進んでおりますから、それについて語らせていただきますと、高齢者のカットや顔そりについては、特に山間・僻地といいますか、地方においては、もうヘルパーがやっていかなければならないような時代で、タクシー業界のことですけれども、ライドシェアの例は対岸の火事のように私は思っておりましたが、考え方では急速に進んでまいりますから、こうなりますと、むしろそこらをしっかりと捉えて、我々は対岸の火事ではないのだ、日本全体が各事業所また業種もそういうものも含んで考

えていかなければ、なかなか対応できない時代が来るのではないかと捉えております。

最近は理美容サロンの差がなくなっております。特にジェンダーレス化が進んで、新たな競争の中から生産性向上を目指すことが求められているように思っております。その中で、理美容の免許の統合も含めてこれから進めていくべきと考えております。

そんな中でもう一点、インバウンド等がコロナ禍前に戻って、外国人の観光客も非常に多くなっていることが言われております。そんな国際化が進む中ですが、実は理美容師が出場できる競技大会があります。それは技能五輪国際大会といい、業種も多様の幅広い大会であります。

この大会もですが、世界的には理容・美容を分けられていない国が多く、競技は理美容双方の技術が求められていて、日本はそういう意味においてどうしても上位入賞ができない状況にあります。これはやはり理容・美容の片方の技能しか修得できないことが大きな要因と考えております。日本の理容・美容は世界に誇る高度な技術であることは間違いのないです。ところが、そういった弊害があるということも含んでおいてください。

そしてまた、理容・美容のお互いの特徴をこれから取り入れて、むしろ日本の理美容の技術がより発展していくように考えていったほうが、しかもそれは一つのサロンでサービスメニューが多くなってまいりますから、そうなりますとサロンの収益向上にもつながりますし、お客様の満足度の高まりにもなると私は考えております。

最後に、私どもの全国会議での問題ですが、3点目は理美容師の養成校の関係者から意見が出るのですけれども、生徒減少が非常に大きくなってきて、我々は慈善事業で養成校を運営しているのではないのだという意見であります。これについては、先生や教室のロスをなくするためにも早急に検討を願いたいのです。

日本の理容はとてもすばらしい技術、これは美容も含むのですけれども、日本の理美容はまず衛生的であり、そして高度な技術、これはもう世界のどの国よりも抜け出ていると自負をしておりますけれども、国際化や消費者ニーズに合わせた、もちろんこれは美容さんの意見も大事で、これからの中でまたお話を聞きながら進めていかなければいけないと思っておりますが、ぜひ議論の中で適正なる方向にまとめてくださいますよう、むしろ委員の皆さん方をお願いを申し上げます。

大変時間を取りましたけれども、私どもの意見です。

○芳賀委員長 ありがとうございました。

おっしゃるとおり、高齢化とか国際化ということで理容・美容に対する消費者ニーズも多様化しているでしょうし、変わってきている。そういった変化に対応すべく、どういう理容師とか美容師を養成していかななくてはいけないのか、そのときにどういう技術とか技能が必要になるのか、そういう観点から教育内容について我々は検討していかななくてはいけないということで、理容・美容の壁というのは果たして消費者にとって本当に意味があるものなのか、そんなことも考えながら進めていかななくてはというふうに理解いたしました。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、谷本委員、お願いいたします。

○谷本委員 教育センターの谷本です。

今、大森委員がおっしゃっているのは、理容と美容という中で一緒にということですが、もう一方の団体の美容のほうはどう考えておられるのかというのを聞かないと、片一方だけの話を聞いていても分からないので、ぜひ美容の理事長に、その辺の事情を一遍説明していただければと思います。

○藤原委員 美容連合会の藤原です。

まず、私たち美容業界に携わる者としては、消費者、お客様に対して、常に安心して安全な環境の中で質の高い美容サービスを提供する、そのためにはこの制度はなくてはならないものであると考えております。

同時に、この制度については、事務局からも説明があったとおり、時代の趨勢、変化に合わせて随時見直しをされてきているということではありますが、何としても今の養成制度・資格制度の骨格はしっかり守っていくべきものであるというのが1点と、理容・美容について国際化というお話がございましたが、私は何が何でも国際化という流れに沿う必要があるのだろうか、日本には理容・美容それぞれの歴史を経てお客様に定着している制度があり、文化といえるものがあるわけですから、それらをしっかりとわきまえた上で進むことが必要であると考えております。

ということで、我々としては、現状では理容と美容の免許を一本化するという考えは全く持っておりませんで、以前にも私どもの組織の代表が言ってきたところですが、理容・美容がそれぞれの特徴を生かしながら、消費者に選択の幅を広げて与えてあげることがむしろ消費者にとって必要なことではないかと考えているところでございます。

以上です。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

一方で消費者の選択ができるようにバリエーションがあったほうが良いという御意見だと思います。

お話を伺っていて思ったのですが、我々、理美容師の養成に関する教育を考えたときに、恐らく国家資格を与えるための教育と、その後、サロンでプロの理容師あるいは美容師として一人一人のお客様の要望に応じていくための技術を一旦分けて考える必要があるのかなと。要するに、全ての消費者に対して保障すべき安心・安全という部分と、プラスアルファのそれぞれのサロンなりお店なりでの創意工夫に基づく部分というのは、もしかしたら養成という観点でいうと別の次元のものがあるのかもしれないなと感じました。ありがとうございました。

ほかの委員の皆様から、お願いします。

増田委員、お願いします。

○増田委員 全国消費生活相談員協会の増田でございます。



消費生活相談員の団体でございまして、日々消費者からの御相談を受けている立場でございます。

エステサロンに比べて理美容の御相談は非常に少ないです。やはり国家資格を取得されている方が実施しているということで、国家資格たるゆえんというのが、施設の衛生と安全性の確保、最低限度の技術を身につけているだろうという消費者からの期待や信頼がある。それに一定程度きちんと応えていただいていると思います。

ただ、その中におきましても、カットが違っていたとかイメージが違うということのほか、パーマとかヘアカラーは非常に危険な素材を使いますので、それによるアレルギーや火傷ということも御相談の中にはあります。それは非常に多いわけではありませんで、そのサロンとの関係で解決していただくようお願いしているところでございます。ということで、国民からしますと、安全・衛生に関しては高い信頼が求められているところですので、その実技に関してはしっかり確保していただきたいと思います。

今、理美容の施設の環境を御説明いただきましたけれども、個人経営のところが非常に多い中で、サロンにその技術修得をお願いするのは非常に実現性が低い。OJTを行うには、やはりそこにしっかりと先輩がついていかないといけないわけで、ちょっと話は違いますがけれども、私ども消費生活相談員も資格を取っただけでは非常に不安なところがございます。間違ったことを情報提供しますと二次被害になりますので、そういうことがないようにやはり先輩がしっかりと教えていくことが非常に重要なことで、経験が物を言う世界でございます。それよりもっと経験が重要視されることだと考えております。

今後については、障害のある方、高齢になっていくこと、これが将来的にもっとニーズが必要になってきますので、例えば、高齢者は髪の毛が薄くなりますので、オールウエーブですか、上手なパーマをすることで本当に見違えるようになって、精神的にも豊かになるということは私の家族を見ていても実感しているところでございます。そのほか、ヘッドスパ、フェースエステ、メイク、そういう特別な技術をきちんと取得できるような、こちらのほうはハードルが低く取得できるようになっていくと、キャパシティが非常に広がるのではないかなと思っていますところ。

まずは消費生活相談の現場から意見をお伝えいたしました。以上です。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

今のお話を伺ってふと思ったのですが、実習の話で、サロンに教育、養成、特に高度な部分を委ねるのはやはり現実的ではないというお話があって、確かになかなか難しいだろうなと思いました。

そういうことを考えますと、我々の一つの今後の検討課題として、先ほどまでの何を教えるかという教育内容もさることながら、どう教えるかという教育メソッドとかその仕組みについてももう一つの大きな検討課題なのかなと思いました。ありがとうございました。

ほかの委員の方。谷本委員、お願いします。

○谷本委員 教育センターの谷本です。

先生方がおっしゃっているのは、学校では基礎の国家試験のことだけというような感じですが、去年か一昨年にJABSの問題があって、そのときにもお話をしたのですけれども、サロンが何万軒もある中でやり方はみんな違うのです。それを学校でやれと言われても無理です。それは無理なのです。それはサロンがやるのです。

ただし、特に問題に出た、いわゆる即戦力が欲しいと業界から言ってくるから、だから教育センターとしては即戦力の事業も去年からもうスタートしていますし、そういう形で学校側は一生懸命やっているけれども、そのときの課題になったことを業界の人たちは守っているのか、守っていないのか。一方的に学校が悪い、この教育が国家試験の勉強をしているからこんなのだと言うけれども、サロンへ行ったときにそのサロンがきっちりとした教育をしているのか。いや、少子化だとみんなすぐ言うのですよ。

少子化といっても、子供たち、世間の人たちは、こういう職場に勤めたいというような職場であれば人は流れるのです。少子化の問題で、人が入らない、人材不足だということを全部学校側に持ってくる。今回のこれも一緒ですが、例えば、サロンに行ってもすぐに辞める。それは学校の問題ですか。サロンの問題でしょう。サロンは自分のところの責任を全てどけて、学校の教育が悪い、これが悪い。その一方では、シャンプー一つやるのに6か月もかける。前はそんな話でした。シャンプー一つ教えるのに4か月も6か月もかかるサロンに技術的なものをお願いして間に合うのでしょうか。私はそう思っているのです。

だから、子供たちが要求しているようなことをきちんとサロンも教えていく。子供たちが入ってきやすいような職場環境なり、そういうのを全部やる。今、はっきり言って全米連の先生方とは産学連携就職情報交換事業の中で、そういう意味では、サロンは社会保険に入っていないというのもたくさんあったのです。それも入っていただくようにして、サロン側が努力する。それはしんどいと思います。お金もかかる。でも、そうやっていって、教育センターの今の産学連携就職情報交換事業の中では400人近い子供たちが全米連の先生方の配下のサロンに勤めている。理容は2人です。

まずやることは、例えば、理容に行きたい、美容に行きたいという環境をつくってから、それでも少子化とか何かと言うのだったら、それは一緒に考えることもできるかもしれない。

私たちは18歳になった子供たちを高等学校に行って集めようとする。でも、美容室なり理容室に行っているその子供たちが、美容は好き、理容は好きだけれども、そんな職場だったら嫌だということを自分たちでつくっておいて、人が足りない、人が足りないという話ばかりされたのでは、私はとてもではないけど我慢できない。まず入ってくるようにしてくださいということです。

○芳賀委員長　ありがとうございます。

今のお話ですごく共感したというか思ったのは、私はたまたま今年の春に美容学校生と美容のアシスタントさんたちの技術修得に関する調査に関わったのです。その中で、美容

学校生とか若いアシスタントさんたちは、すごく夢と希望に溢れて勉強されているのですよ。自分もカリスマ美容師と呼ばれるような美容師になりたいと思って、調査にも協力してくれているのですけれども、現状を聞くと、おっしゃるとおり必ずしもサロンの教育制度が充実していなかったりでついていけなくなってしまうという現実がある。本当に夢が持てる業界になるといいなということを思っています。

そのためには、一つにはそれぞれのサロンの教育機能の底上げみたいなことが必要だということですか。

○谷本委員 そうではないですか。人が足りないとか来ても辞めるとか、はっきり言って学校の責任でも何でもありません。サロンに行った子が気に入らなくなって辞めるのです。先生がおっしゃるように、自分が夢を持って入ったにもかかわらず、ここにいてもその夢が実現できるのかと考えたときに、もういいと、夢を追う子はそこを辞めて違う店には行っているのです。

○芳賀委員長 そうしますと、優れた教育・育成をやれているサロンもあるということだったら、その教育の仕組みを我々も学んで、それを広く情報共有していくようなこともきっと必要なのでしょうね。ありがとうございます。

お願いします。

○藤原委員 美容連合会の藤原です。

私の考えている免許制度というのは、増田委員からもありましたように、基本ライセンスであるのだろうと考えておまして、2年間の中で美容師としての基本的な技術、知識を身につける。問題は、ライセンスを取って実際に現場に入ってからが問題なのだろうというのが現実としてあるかと思えます。

それに対して、我々連合会としては教育の継続性を考えまして、連合会としての評価認定制度という制度もつくっておまして、これは、営業種目の拡大とお客様がメニューを選択する際の指標とするもので、その中で、ネイル、エステ、メイク、着付、接遇・マナーの種目について、現役の美容師さんたちにも勉強してもらおうということをやっているということでもあります。

そうは言っても、なかなかそれについてこられない小型サロンもありますけれども、そういう制度をつくってそれを広めていくということは技術、知識を身につける上で随分大きな違いが出てくると思いますし、現状では、我々連合会としては、養成施設で学ばれた若い人たちを業界に受け入れて、それから継続的に我々業界団体として教育していくことが非常に大切だろうと考えておまして、この制度をつくり、現在も推進しているというところであります。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

まさにそういうことが業界団体の役割かもしれませんよね。ありがとうございます。

ほかの委員の方々、いかがでしょうか。

藤田委員からお願いします。

○藤田委員 学習院大学の藤田です。

私は専門が行政学ですので、特別この理美容業界に詳しいわけではございませんので、これまでの議論とか現状などはこれからの会議でも勉強させていただきたいと思っております。

その上で幾つか感じていることがございます。まず1つは、規制改革とか国家戦略特区でも御提案がございましたけれども、そういった観点から論じられてしまいますと、経営の効率性とか経済性といった観点が重視されてしまいまして、特区のほうに寄せられた提案などを見ても、理容師あるいは美容師の養成とかキャリア形成といった人材育成の観点が捨象されているのではないかと思います。

本日のこれまでの議論もお伺いしましたとおり、理容師・美容師という一つの職業人を養成するという観点から、先ほどもお話がございましたが、若い方に目指していただけるような職業人としてのロールモデルといたしますか、どういう人に育ってもらいたいのか、そういうところをきちんと議論してロールモデルとして示していくことが大事なのではないかと思います。

また、これまでの議論を伺ってまいりますと、やはり実習が一つのポイントかなと思っております。その点で、今、藤原委員からお話ございましたけれども、免許を取って終わりというわけではなくて、そのほかのプロフェッショナルの各分野でも継続教育の重要性というのは認識されておりますので、そこのところを考えていく必要があるということと、養成施設と現場の美容所・理容所の連携をもっと取っていく必要があるのではないかと感じました。

そういった面で、参考資料3の最後のところの好事例集を集めてそれを周知する、横展開していくことによって、全体の状況をよいものにレベルアップを図るというような取組は非常に大事だと思っております。

あと最後の点ですけれども、これまでも平成20年と29年で教育の見直しをされているかと思うのですが、その改正による効果は検証されているのかどうか、質問としてお伺いしたいと思います。

実習の見直しとか課目なども全体的な傾向として試験の負担を軽くするという方向で、恐らく学ぶ内容は減ってきている状況だと思うのです。それによって、例えば、養成所の人数が増えたのか、あるいは試験の合格率が上がったのか、過去の制度改正によってどんな効果が得られたかというのが、今後の養成の方法を改善していく中で一つ参考になるのではないかなと考えましたので、もしその点で把握しているところがありましたら御教示いただきたいと思います。

長くなりました。以上です。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

御質問のところは平成7年の改正の効果ということですか。

○藤田委員 20年とか。

○芳賀委員長 すみません。29年の改正ですね。

○藤田委員 特に限るわけではないのですけれども、これまでのそういった養成の内容の変更が何らかの効果を生んでいるのか、その効果を把握されているのかという質問です。

○芳賀委員長 これについてお答えできる方はいらっしゃいますか。

お願いします。

○健康・生活衛生局生活衛生課長 事務局でございます。

これまで主な制度改正ということでお示しをさせていただいたところでございます。それによる効果でございますけれども、教育課程をこのような形で見直したことによって数字的にはこのように出ましたという定量的な分析は、これまでお示しできるようなデータとしては手元になかなかないかなと思いますけれども、それぞれダブルライセンス等々を創設した後、どれだけ活用いただいているのか、それによってできるだけ早くもう一方の資格を有したいという方々のニーズにどの程度お応えできているのか等々、資料については、次回以降、制度改正のレビューをお願いしたいと考えておりますので、できる限りのものはお示しできればと考えてございます。

以上です。

○芳賀委員長 分かりました。次回までにできる範囲でお願いいたします。

お願いします。

○大森委員 大森です。

ダブルライセンス制度になって生徒が非常に増えてきたという学校が出ていまして、定数の40名が満たされると聞いているのが横浜、そしてその制度が活きているのが鹿児島、新潟とか、いろいろ出てきております。双方の免許を取るのは、それだけ必要であるということでは先ほど1つにしたらいいいと言ったのです。

このことは規制改革委員会である委員より、お父さんが理容師の免許を取っている、娘さんが美容の免許を取った、なぜ1か所で働けないのですかと質問されたのです。何で2人が力を合わせてそこで働いてお客さんにサービスができないのですかと問われたのです。私もこのことについてはもう答えようがなかったのです。ただ、「法律がそうなっているのです」では、だからそれを変えたらいいでしょうと、なるでしょう。

だから、その場ではまた火をつけるようなものなので黙って我慢して、これからの問題として考えていきますという答弁をしていたのですけれども、まさに今日の会議は理美容の在り方について、制度の改正についてがずっとつながってきていることであって、今ほどの養成校と店との問題に絞られたのでは、本来の理美容の在り方委員会は、もっと重要視する問題だろうと私は思っているのです。

冒頭に申し上げました内容や、規制改革委員会等々で質問された内容について、世の中の流れというものに応えていかなければいけないと思っています。ですから、養成校とサロンの問題というのは、養成校も考えるでしょう。そこらは両方交ぜて今後検討してほしいと思います。○芳賀委員長 ありがとうございます。

まさに養成の目的みたいな話になると思いますので、それも考慮に入れた上で検討していきたいと思います。ありがとうございました。

松野委員、お願いします。お待たせいたしました。

○松野委員 パルシステム東京の松野と申します。

2つの視点で意見を申し上げたいと思います。ただ、私も特に理美容についてはよく分からない部分があって、的外れなことを申し上げるかもしれませんが、御容赦ください。

まず、理美容の学校では次の担い手の方を、皆さんが育てていただいているということで、人の育成というところで本当にお願いがあります。夢と希望、そして誇りを持った社会人を育てていただきたいなと思っています。

私の友達で高校の進路指導をやっている人は、理美容に行く子供は本当にちゃんとした子ではないと送り出しませんと言っています。なぜかというと、刃物を使う、お客様のそばでちゃんと話を聞く大事な仕事だからと。そんな思いで子供たちを送り出しています。地方なので、そのまま地方で働いている子も多く、皆さんで見守っています。データによりますと個人営業になられる方が多いですね。そういう方たちが働く中で孤立しないような教育も必要だと思っています。今の学校の制度はすごいなと思っているのは、常に学習しながら、学びのネットワークを組みながら仕事ができる体制ができていることです。そこは私も美容院に通いながら思っているところです。養成にあたってはしっかりと子供たちをなり手として育てていただきたいという思いがあります。

そして、先ほど藤田委員がおっしゃっていたみたいに、時々技術をアップデートしてしっかり蓄積を持っていただく。そういうアフターフォローがあつてこそ、個人経営での経営基盤も安定するのではないかなと思います。ぜひ学校のほうでもそういうところをしっかりと、今教えているものを削っていく方向ではなくて、できればもっと多くのものを教えていただいて、地域に戻って貢献できるような人を育ててほしいなと思います。若い子は、おしゃれな子が大体理美容に行くのですけれども、地域への関心はまだない。でも生活していくに従ってだんだん地域のことを考えるようになるし、それは個人営業では必要な視点かなと思います。長く働いていくためにも、学生にはより多くを学んでいただいた上で送り出していきたいというのが1つ目です。

2つ目は地域のこと、先ほど、増田委員とか皆さんがもうおっしゃっていましたけれども、高齢化社会の視点です。髪を整える、身だしなみを整えるというのは暮らしの彩りです。私は、お店での営業だけではなく、高齢者のことをよく知ることや介護の現場に来ていただく「出張」のような、そういうところもしっかり授業を入れていただけるといいなと思っています。これは私がここで生活者としてお願いしたいところです。

地域では、個人の理美容院はコミュニケーションの中心です。それが高齢化社会で、どんどん大事になってきています。1人暮らしで孤立している人たちにとって理美容院がコミュニケーションの中心になっています。ちょっと危ないところが出てきたというかだん

だん衰えてきた人のことを察知したり、安心しておしゃべりするなど本当の意味でのサロンになったりしていたり、これからそういう場になるのではないかなと思っています。なので、実習もできれば介護や出張などの実習を入れていただきたいなと思っています。

実際、出張で高齢者施設に来てくださる方が本当にいません。いても、あまり上手ではなかったり、配慮が足りなかったりと、不足感があります。心の彩りになる理美容をしっかりやっていただけると助かります。今後、高齢化社会だからこそ出張で介護施設だけでなくどこかの集会所に行って近所の方に来ていただいて、髪を整えてあげる、ちょっと肌の手入れをすとか、そういうことでも地域の活性化につながれるのではないかなと思いますので、プラスアルファの資格でも何でもいいので、そういうことをぜひ取り入れていただけるとありがたいです。身近な地域に美容師さん理容師さんがいることでそういう美容師さんになりたいとか、そういう理容師さんになりたいという子供も出てくるのではないかなと思いますので、ぜひ地域に戻れるような、地域貢献的な教育も入れていただけるとすごくうれしいなと思っています。

これから何度か皆さんと勉強しながら意見を言わせていただこうと思いますが、最初の思いを申し上げました。よろしく願いいたします。

○芳賀委員長　ありがとうございました。

私も説明を聞いている中で、理容師・美容師の育成を考えたときに、その教育内容は技術的なことについつい目が行きがちだったのですけれども、今の御意見をいただいてふと目が覚めたといいますか、刃物を持つだけではなくて、人と人が2時間一緒にいて身近なところでサービスをするという業種はあまりないですね。

ふと思い出したのが、変な話なのですけれども、この間、ビールメーカーの方に話を聞いて面白いなと思ったのが、コロナを経て世の中の人、若い人たちでも、人のぬくもりが足りていないのではないかと、そういうのを渴望している人は多いのではないかと、ぬくもりをコンセプトにしたビールを売ったらヒットしているのです。あれのことかなと思い出しました。そういうものがあるかもしれないけれども、もう1年以上売れているのだそうです。

そういう居場所ですとか、まさにコミュニティーですとか、お互いに顔と名前が分かっている人とのコミュニケーションみたいなものは、理容・美容サービスに求められるベネフィットの一つなのではないかなということを改めて思いました。

国家資格にどういう形でそのことが関係するのかとか、あるいは育成で教育内容としてどういうことをやればいいのかは私も今思いつかないのですけれども、優れた理容師・美容師として地域貢献とか社会貢献ができる人材を養成することを考えたときに忘れてはいけないことなのかなとふと思いました。どうもありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

遠藤委員、お願いします。

○遠藤委員　理容師美容師試験研修センターの遠藤です。

今、委員長から国家資格という言葉が出ましたので、私どもが実施しております国家試験の立場で一言申し上げるといいますか、御理解をいただきたい点がございます。

私どもの国家資格は、これまで各委員からもお話がありましたように、養成施設で生徒さんが習われた、身につけられた、学習された基本的な技術とか技能、知識を公平・公正に評価をすることが使命だと考えております。プロフェッショナルというのは卒業したら終わりではなくて、今までの議論にもありましたように卒業した後も恐らく生涯学んでいかななくてはならない。その一つの節目として国家試験があると理解しております。

これまでも、事務局から冒頭に御説明がありましたように平成20年あるいは29年の制度改革を受けて、国家試験の内容、やり方についてもその都度変革に努めております。ただ、御理解いただきたいのは、私どもの国家試験は筆記試験と実技試験と両方を実施しております、とりわけ実技試験というのは、先ほど申し上げた国家試験の基本であります公正・公平な評価をどういうふうにできるかというのが大変重要になってまいりました。これまでの制度改革におきましても、その趣旨を忘れずにベストな試験方法を検討し、実施してきているつもりであります。

今回もこの検討会での御議論の結果を得て、恐らく一部国家試験の在り方についても反映すべきことが出てくるかと思いますが、そのときにはまた私どもの立場でいろいろ御提案があってもそれはそのとおり応えられるような国家試験にできるかどうかというのはまた難しいところで宿題になるのですが、そういったことがあるということだけ現時点で御理解いただければと思っております。どうもありがとうございました。

○芳賀委員長　ありがとうございました。

いろいろなことを言ってしまいましたけれども、最終的に公正・公平、客観的に評価をしなければならないというのもすごく難しい。私どもの入試なども、文科省から結構無理難題を言われたりして、無茶だと思うことがあったりして、それを思い出しました。どうもありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

宮崎委員、お願いします。

○宮崎委員　江戸川大学の宮崎です。

私は平成29年の改正から関わらせていただいて、そのときも大きな改正で、かなり突っ込んで技術的なところから、教科書がつくれるのかとか、教える人がいるのだろうかというところでいろいろ議論が出てきて、そのときの知恵の結集で29年の改正になったのだと思っています。今までと比べてもかなり大きな改正で、これは生徒さんもサロンのほうもよかったのではないかなと思っているのですけれども、先ほど藤田委員からもありましたけれども、実際にそれがどう行われているかというところ、例えば、実習に関してなのですが、本当はサロンで実習できることに制度上はきちんとなっているのですけれども、実はそれがまだうまく使われていない。これは前回の検討会でもそれができて、今度うまくやっている事例を厚労省のほうできちんと調査をして、そういうところで学校とサロ



ンが協力してうまく育てていくところを目指していきましょうということで、まずその調査をとということになっているかと思います。

また、前回の検討会で美容師の養成というところもあったのですが、基本的には、学校とかサロンで意見をたくさん聞いていくと、いろいろな意見があるということで、強い人の意見だけが全てではないというのを調べていくと分かる気がしていますので、その辺のところは、時間はかかるかもしれませんが、いろいろな意見を酌み取って、これを改正するときは29年のことを考えますといろいろな調整が必要なことがたくさん出てくるかと思うので、拙速にならずに、きちんとデータというか声に基づいて審議していくのが非常に大切かなと思っています。

当面のスケジュールを見せていただくと、ヒアリングであるとか毎年調査するような形になっていて、それをここで出してくれるということですので、それをきちんと踏まえながら議論していければ非常に有意義な会議になるかなと思っています。

抽象的な意見ですみません。以上です。

○芳賀委員長　ありがとうございました。

先ほど委員の先生方からも時々お話が出ていますけれども、先進的な取組とか積極的な取組をやっているサロン、あるいは学校もあるのだと思います。我々はそういった事例を学んで、それを共有していくのが一番先決なのかなと思っています。

私も先ほど春に調査に参加したという話をしましたけれども、美容などで教育メソッドの話なのですが、VR教材を使った特に高度な技術の修得の実験などをちょっとやってみたのですが、それなりに効果がありそうということが分かっております。そういう教材を導入しているサロンとか専門学校もございました。そういうところで、教えることに熱心な先生方やサロンの美容師さんは、積極的に活用していきたいという意見をおっしゃっていました。大学でもそうですが、オンライン教材が図らずもコロナで普及したのですが、意外といいところがあるぞみたいなのところもあるので、そういったところを使える場面も活用しようということもあるのかもしれない。

そういうことも含めて、多分ここにいる全員が、夢と希望と誇りが持てる業界、仕事にしたいというところは共通しておりますので、そこに向けて一歩進んでいけるといいなと思っています。

いかがでしょうか。

内藤委員、お願いいたします。

○内藤委員　北里大学の内藤でございます。

公衆衛生学の専門で参加させていただいております。なので、理容・美容の業界については本当に勉強させていただいています。

2点、お話ししたいと思います。1つ目は衛生管理のことなのですが、分科会のほうにも参加させていただいて、そこでいろいろ御苦勞を聞いております。特に、コロナ禍でも大変御苦勞されて、衛生管理をして営業されているということで、その点に

つきましては、これからいろいろ改革していかなければいけないことはあると思いますけれども、これまでと同様に維持していただければと思っています。それが1つ目です。

もう一つは、私の所属している大学では、医療系の国家資格を取得する大学なのですが、そこではどうしても学生の最終目標が試験の合格になりがちのところがあって、実はそこは入り口であって、その先で現場に出ていろいろな新しい技術とかそういうものを身につけていかなければ、きちんと患者さんのニーズには応えられないよということを教えているところです。この理容・美容の業界においても恐らく同じではないかなと思いますので、またそれも一緒に検討していければと思っています。

以上です。

○芳賀委員長　ありがとうございます。

まさに国家資格を取った後に関して言うと、医療の業界で本当に勉強なる、参考になることがあるかと思っています。またいろいろと教えてください。ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から多分御意見いただけたと思います。活発な御意見、ありがとうございました。追加でまだおありになる方はいらっしゃいますか。

谷本委員、お願いします。

○谷本委員　教育センターの谷本です。確かに養成施設、理美容学校というのは、国家試験を取らなければいけないというのが第一義であることは間違いない。これをさけて言うことはあり得ない。しかし、私は決して業界の人たちとけんかするわけではなくて、業界が求めて、これだったら養成施設もできるという形の中で、先ほどから出ていますけれども、子供たちが夢を持って勉強もし、夢を持って職場に行って、その職場で壊れないようにしていただきたいということを言っているだけのことです。業界が何だというのはいいのです。

要は、そういう形でせつかく夢を持って、職業がいっぱいあるにもかかわらず、理・美を選んでくれたのだったら、その人たちがその夢をずっと追っていけるように、確かに最初に言いましたように、正直言って合格させなければいけないということで、理美容学校が今まではほとんどが国家試験のためにあったことは事実です。それはだんだん変わってきている、今変わりかけているというのは、この間のJABSの話の中でも、即戦力がどうだと。私はそんなものはできないと言ったものの、結局、各養成施設ではこれからはこうしなければいけないから、即戦力をやっていこうということでやっていって、一個一個取り入れるようにはしているのです。ということだけは付け加えておきたい。けんかしているみたいな感じに思われるかもしれないですが、そうではないのです。ぜひお願いしたいと思います。

○芳賀委員長　ありがとうございます。

それでは、一通り御意見をいただけたと思いますので、肝心の当面のスケジュール(案)についてこのように進めていきたいと思いますけれども、これについてはよろしゅうございますでしょうか。

特に、次回ですと、お呼びしてヒアリングするという予定ですよ。もし、こういう方をぜひ呼んでいただきたいというのがありましたら、事務局にリクエストをしていただくということよろしいですか。

○健康・生活衛生局生活衛生課長 次回以降のヒアリングにつきましては、事務局のほうでも、どのような方かというのは検討させていただきますし、また委員の皆様方から何か御意見がございましたら、その推挙を得て検討させていただきたいと思います。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

それでは、今回皆様からいただきました御意見を踏まえながら、当面のスケジュール(案)については事務局と調整した上でこのような案に沿って進めていきたいと思っています。ありがとうございました。

以上で本日の審議は終了とさせていただきます。事務局から連絡事項があればお願いいたします。

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 事務局でございます。

本日は活発な御審議をいただき、誠にありがとうございました。いただいた御意見を踏まえて、次回以降の議事について調整させていただければと思います。

本日の議事は以上となります。

なお、本日の議事録は原稿ができ次第、各委員に送付、確認いただいた上で、厚生労働省ホームページにおいて公表させていただきたいと考えておりますので、併せて御確認のほどよろしくお願いいたします。次回の開催日程は追って事務局から御連絡させていただきます。

事務局からは以上です。

○芳賀委員長 ありがとうございました。

以上をもちまして、第1回「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門委員会」を終了いたします。本日はお忙しいところ、御参集いただきまして、どうもありがとうございました。